

負荷率別契約料金表

【基本料金，電力量料金，蓄熱単価および割引単価】

当社の負荷率別契約（選択供給条件）7（料金）(1)の基本料金および電力量料金，附則2（蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置）(6)の蓄熱単価ならびに附則2（蓄熱調整契約をあわせて契約される場合の特別措置）(7)の割引単価は以下のとおりといたします。

1 基本料金

基本料金は，1月につき次のとおりといたします。

契約電力1キロワットにつき	2,046円00銭
---------------	-----------

2 電力量料金

電力量料金は，その1月の使用電力量をその1月の算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数ごとに区分した電力量によって算定することとし，夏季に使用された電力量には夏季料金を，その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

算定対象基準電力1キロワット当たりの使用時間数	1キロワット時につき	
	夏季料金	その他季料金
最初の100時間まで	13円53銭	12円54銭
100時間をこえ200時間まで	12円41銭	11円52銭
200時間をこえ300時間まで	11円68銭	10円87銭
300時間をこえ400時間まで	11円29銭	10円51銭
400時間をこえる部分	11円16銭	10円39銭

3 蓄熱単価は、次のとおりといたします。

蓄熱電力量1キロワット時につき	7円41銭
-----------------	-------

4 割引単価は、1月につき次のとおりといたします。

蓄熱ピークシフト電力1キロワットにつき	1,739円10銭
---------------------	-----------

【実施期日】

この負荷率別契約料金表は、令和元年10月1日から実施いたします。

【料金表の変更】

- 1 当社は、負荷率別契約（選択供給条件）2（選択供給条件の変更）にもとづき、この負荷率別契約料金表を変更することがあります。
- 2 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この負荷率別契約料金表を変更いたします。
- 3 1および2の場合には、契約期間中であっても、負荷率別契約の基本料金、電力量料金、蓄熱単価および割引単価は、変更後の負荷率別契約料金表によります。

【消費税法の改正にともなう経過措置】

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成28年11月28日法律第85号）第1条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成24年8月22日法律第68号）第5条第2項の適用を受ける、令和元年9月30日以前から需給契約が継続し、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年10月1日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年11月1日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の

一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成28年11月28日政令第358号〕第1条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成26年9月30日政令第317号〕第4条第3項で定める部分に限ります。)の算定における料金率については、この負荷率別契約料金表によらず、平成31年4月1日実施の負荷率別契約料金表によります。

